

令和元年第3回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 平成30年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として湖南地域重症心身障害者通所施設整備事業負担金他 12 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

□報告第2号 平成30年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

田中山低区配水池改修工事とそれに伴う現場管理業務委託について繰り越しを行ったので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 平成30年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

野洲市民病院整備実施設計関連業務について繰り越しを行ったので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書にて報告する。

2 専決処分の承認 7件

□議第50号 専決処分につき承認を求めることについて(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第15号))

①予算額

- ・ 補正前予算額 20,163,952千円
- ・ 補正額 31,516千円
- ・ 補正後予算額 20,195,468千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 譲与税及び交付金の額の確定による精査 (3,976千円)
- ・ 普通交付税の額の確定による増額 (9,167千円)
- ・ 特別交付税の額の確定による減額 (△4,406千円)
- ・ 県支出金(担い手確保・経営強化支援事業補助金)の皆減 (△7,467千円)
- ・ 湖南広域行政組合負担金(休日急病診療所分)過年度返還金の計上 (5,435千円)

【歳出】

- ・ 公共施設整備基金への積立金の増額 (38,887千円)
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業費補助金の皆減 (△7,467千円)

□議第 51 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 30 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算(第 1 号))

①予算額

- ・ 補正前予算額 74,500 千円
- ・ 補正額 461 千円
- ・ 補正後予算額 74,961 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 延滞利息発生に伴う延滞金の計上 (461 千円)

【歳出】

- ・ 一般会計への繰出金の増額 (461 千円)

□議第 52 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

- ・ 第 34 条の 7 ふるさと納税の措置対象を地方団体に対する寄附金から特例控除対象寄附金に改正する。

施行日 平成 31 年 (令和元年) 6 月 1 日

- ・ 附則第 7 条の 3 の 2 消費税 10%が適用される住宅取得等 (平成 31 年 (令和元年) 10 月 1 日から平成 32 年 (令和 2 年) 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合) について住宅ローン控除の控除期間が 3 年間延長されたことに伴い、所得税額から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するため、対象年度を変更する。

○平成 22 年度から平成 43 年度 (令和 13 年度) まで

→ 平成 22 年度から平成 45 年度 (令和 15 年度) まで

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

- ・ 附則第 10 条の 2 法改正に伴い規定を整備する。

○法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める固定資産税の課税標準の割合を改正する。

3 分の 1 → 2 分の 1

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

- ・ 附則第 16 条 登録から 13 年を経過した軽自動車の 20%の重課税を平成 31 年度 (令和元年度) 限りとする改正を行う。また、平成 29 年度までのグリーン化特例の記載を削除する。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

口議第 53 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

国民健康保険法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

- ・ 第 2 条第 2 項 医療保険分の課税限度額の引上げ

○58 万円→61 万円

- ・ 第 23 条 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について変更する。

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7 割軽減	改正なし	3 3 万円以下
5 割軽減	改正前	3 3 万円 + 2 7. 5 万円 × (国保加入者数) 以下
	改正後	3 3 万円 + 2 8 万円 × (国保加入者数) 以下
2 割軽減	改正前	3 3 万円 + 5 0 万円 × (国保加入者数) 以下
	改正後	3 3 万円 + 5 1 万円 × (国保加入者数) 以下

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

口議第 54 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 31 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号))

① 予算額

- ・ 補正前予算額 2 3, 5 0 5, 9 9 3 千円
- ・ 補正額 2 5 6, 8 8 0 千円
- ・ 補正後予算額 2 3, 7 6 2, 8 7 3 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・ プレミアム付商品券事業実施に伴う国庫支出金 (84, 643 千円) ならびに諸収入 (160, 000 千円) を計上
- ・ 低所得者保険料減額拡充に伴う国庫支出金 (7, 376 千円) ならびに県支出金 (3, 688 千円) の増額
- ・ 財源調整として繰越金の計上 (1, 173 千円)

【歳出】

- ・ プレミアム付商品券事業実施に伴う補助金の計上 (200, 000 千円)
- ・ 低所得者保険料軽減拡充に伴う特別会計繰出金の増額 (14, 752 千円)

口議第 55 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 31 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号))

①予算額

- ・補正前予算額 4, 224, 057 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 4, 224, 057 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・消費税及び地方消費税の増額による低所得者保険料拡充に伴う保険料の減額(△14,752 千円)
- ・消費税及び地方消費税の増額による低所得者保険料減額拡充に伴う一般会計繰入金の増額(14,752 千円)

口議第 56 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において低所得者の第 1 号保険料軽減強化に関する改正が行われたことから介護保険料算定における 12 段階の所得区分のうち、第 1 段階から第 3 段階(非課税世帯)の保険料を引き下げる改正をする必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

第 1 段階	35,880 円	→	26,910 円
第 2 段階	53,820 円	→	44,850 円
第 3 段階	53,820 円	→	52,026 円

※平成 31 年度分(令和元年度分)から適用する。

施行日 平成 31 年(令和元年)5 月 1 日

3 補正予算 2 件

口議第 57 号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 23, 762, 873 千円
- ・補正額 31, 183 千円
- ・補正後予算額 23, 794, 056 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 幼児教育・保育無償化に伴う国庫支出金の増額（5,470 千円）
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業に伴う国庫支出金の計上（578 千円）
- ・ 野洲市市三宅東部土地区画整理組合からの寄附申し出による寄附金の計上（13,000 千円）
- ・ 財政調整基金繰入金の取り崩し減額（△13,000 千円）
- ・ 御上会野洲病院との職員派遣協定に基づき、御上会野洲病院派遣職員人件費負担金の計上（19,726 千円）
- ・ 高齢者肺炎球菌定期接種対象者拡大の継続に伴う自己負担金の増額（625 千円）
- ・ 財源調整として繰越金の増額（3,211 千円）

【歳出】

- ・ 幼児教育・保育無償化に伴うシステム保守委託料の増額（5,470 千円）
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業に伴う交付金の計上（525 千円）
- ・ 御上会野洲病院へ派遣している市職員（医師）の人件費にかかる御上会野洲病院の負担分に対する助成金の増額（15,000 千円）
- ・ 高齢者肺炎球菌定期接種対象者拡大の継続に伴う予防接種委託料の増額（2,250 千円）

□議第 58 号 令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）

① 予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

現計予算額 2,396,885 千円

補正予算額 0 千円

補正後予算額 2,396,885 千円

- ・ 薬品費（△35,000 千円）診療材料費（△10,000 千円）
- ・ 開院準備経費負担金（45,000 千円）

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

現計予算額 1,077,677 千円

補正予算額 0 千円

補正後予算額 1,077,677 千円

- ・ 病院事業債（2,600 千円）
- ・ 社会資本整備総合交付金（△2,557 千円）

- ・一般会計出資金（△43 千円）

【債務負担行為】

- ・ 建築資材単価及び労務費の精査に伴う債務負担の増額（500,000 千円）
野洲市民病院整備工事
限度額：8,500,000 千円（補正前：8,000,000 千円）

4 条例の制定・改廃 7 件

□議第 59 号 「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物について制限を設ける。

建築物の用途の制限	戸建住居専用
建築物の容積率の最高限度	200%以下
建築物の建蔽率の最高限度	60%以下
建築物の敷地面積の最低限度	165 m ² 以上
建築物の高さの限度	10m以下

施行日 公布の日

□議第 60 号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例

不正競争等防止法等の一部を改正する法律が施行されとに伴い、工業標準化法が一部改正されたことから、関係条例の所要の改正を行う。

- ・ 野洲市情報公開条例（第 1 条関係）
別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」へ改める。
- ・ 野洲市個人情報保護条例（第 2 条関係）
別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」へ改める。
- ・ 野洲市手数料条例（第 3 条関係）
第 2 条第 1 項第 14 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」へ改める。
- ・ 野洲市行政不服審査関係手数料条例（第 4 条関係）
別表第 1 及び第 2 備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」へ改める。

施行日 令和元年 7 月 1 日

□議第 61 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

令和元年 9 月 30 日の市民サービス端末機（自動交付機）廃止に伴い所要の改正を行う。

- ・ 磁気を付したカードの交付停止
- ・ 市民サービス端末機による印鑑登録証明書の交付申請に関する内容の削除

- ・改正前に交付されている印鑑登録カードの経過措置

施行日 令和元年 10 月 1 日

□議第 62 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

【第 1 条】野洲市税条例（平成 16 年野洲市条例第 60 号）の一部を改正する。

- ・第 36 条の 2 年末調整の適用を受けた者で、市内に住所を有する者が市民税の申告書を提出する時に記載事項を簡素化できるよう改正を行う。

（源泉徴収票に記載のあるものについて、記入を省略することができる。）

施行日 令和 2 年 1 月 1 日

- ・第 36 条の 3 の 2 個人住民税の非課税措置の範囲に単身児童扶養者が追加されるため、給与所得者で市内に住所を有する者が、扶養親族等申告書を提出する際の記載事項に単身児童扶養者に関する事項を追加する。

施行日 令和 2 年 1 月 1 日

- ・第 36 条の 3 の 3 個人住民税の非課税措置の範囲に単身児童扶養者が追加されるため、公的年金等受給者で市内に住所を有する者が、扶養親族等申告書を提出する際の記載事項に単身児童扶養者に関する事項を追加する。

施行日 令和 2 年 1 月 1 日

- ・第 90 条第 1 項 身体障害者等に対する軽自動車の減免の範囲について、知的障害者・精神障害者を本人運転の適用対象者に加える。

施行日 令和元年 10 月 1 日

- ・附則第 15 条の 2 軽自動車の取得時に課税される環境性能割について、消費税引き上げに伴う臨時的軽減として令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得された軽自動車（自家用のものに限る。）に限り環境性能割 1%のものを非課税とする改正を行う。

施行日 令和元年 10 月 1 日

- ・附則第 15 条の 2 の 2 当分の間、県が環境性能割を免除する自動車に相当する軽自動車について非課税とする改正を行う。

施行日 令和元年 10 月 1 日

- ・附則第 15 条の 2 の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定める。当分の間は県により徴収される。

施行日 令和元年 10 月 1 日

- ・附則第 15 条の 6 軽自動車（自家用のものに限る。）の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に行われたときに限り、環境性能割の税率 2%のものを 1%とする臨時的軽減を規定する。

施行日 令和元年 10 月 1 日

- ・附則第 16 条 軽自動車税のグリーン化特例について、重課税の規定を整備し

令和2年度及び令和3年度分の軽課を新設する。

施行日 令和元年10月1日

- ・附則第16条の2 軽自動車税の種別割の賦課徴収と特例について定める。

施行日 令和元年10月1日施行日

【第2条】野洲市税条例の一部を改正する。

- ・第24条 個人市民税の非課税の範囲に、単身児童扶養者を対象に追加する。

施行日 令和3年1月1日

- ・附則第16条 令和4年度及び令和5年度分の電気自動車等の種別割の税率を新設する。

施行日 令和3年4月1日

【第4条】野洲市税条例等の一部を改正する条例（平成29年野洲市条例第7号）の一部を改正する。

- ・附則第16条の改正に伴い規定を整備する。

施行日 令和元年10月1日

【第5条】野洲市税条例等の一部を改正する条例（平成30年野洲市条例第29号）の一部を改正する。

- ・大法人の電子申告の義務化に伴い所要の規定を整備する。

施行日 令和2年4月1日

□議第63号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行に伴い所要の改正を行う。

災害援護資金の貸付けについて

	改正前	改正後
連帯保証人	必置	市内在住者 不要 市外在住者 原則必要
利率	3%	無利子 ※市外在住者で保証人無の場合のみ 1.5%以内で規則で定める率
償還方法	年賦又は半年賦	年賦課・半年賦・月賦
延滞利率 (令第9条関係)	年10.75%	年5%

施行日 公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

□議第 64 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和元年 7 月 1 日の市立病院の開院時に事業管理者を設置し、病院長が当該事業管理者を兼ねることを予定していたが、当初の想定より病院経営及び病院事業に対する負担が大きくなっている状況に鑑み、当面事業管理者の権限を市長が引き続き行う事で事業の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、所要の改正を行う。

- ・野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の施行日を改正する。

平成 31 年 7 月 1 日 → 令和 2 年 4 月 1 日

- ・野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の管理者を置くとする規定に係る施行日を改正する。

平成 31 年 7 月 1 日 → 令和 2 年 4 月 1 日

□議第 65 号 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 7 月 1 日の市立病院の開院に向け、所要の改正を行う。

- ・手当の種類に保育手当を追加する。
- ・保育手当の支給対象者を規定する。

施行日 令和元年 7 月 1 日

5 人事案件 1 件

□議第 66 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
きたむら たつお 北村 達夫		